

3 年金・手当

障害基礎年金

次の要件をすべて満たす方に障害基礎年金が支給されます。

要件	①	初診日において、国民年金に加入中、もしくは20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない方。			
	②	障害認定日(原則として初診日から1年6ヶ月を過ぎた日)に一定以上の障害(国民年金法施行令別表の1級または2級)の状態にあること。 障害認定日においては一定以上の障害状態ではなかったが、その後65歳の誕生日の前々日までに一定の障害状態となった場合、その期間内(65歳の誕生日の前々日まで)であれば請求ができます。(事後重症請求)			
	③	初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金保険料納付済期間(厚生年金、共済年金の期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。 ただし、特例措置として初診日が令和8(2026)年4月1日前の傷病については、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。(初診日において65歳以上は除く。) 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、保険料納付要件は不要です。			
年金額	年額(令和3年4月～)	1 級	976,125円		
		2 級	780,900円		
	加算額 (子供の数により加算)	2人目の子まで	1人につき	224,700円	
		3人目以降の子	1人につき	74,900円	

○支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

○障害程度 次ページ【別表】の1級または2級に該当するもの

○窓 □ 日本年金機構 松本年金事務所
電話31-5038 fax31-5183
松本市役所 市民課年金担当(1番窓口)
電話34-3218 fax37-0260

障害厚生年金

次の要件をすべて満たす方に障害厚生年金が支給されます。

要件	①	厚生年金加入中に初診日があること。		
	②	障害認定日(原則として初診日から1年6ヶ月を過ぎた日)に一定以上の障害状態にあること。 障害認定日においては一定以上の障害状態ではなかったが、その後65歳の誕生日の前々日までに一定の障害状態となった場合、その期間内(65歳の誕生日の前々日まで)であれば請求ができます。(事後重症請求)		
	③	初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金保険料納付済期間(厚生年金、共済年金の期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。 ただし、特例措置として初診日が令和8(2026)年4月1日前の傷病については、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。(初診日において65歳以上は除く。)		
年金額	障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。	1 級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額	
		2 級	報酬比例の年金額+配偶者加給年金額	
		3 級	報酬比例の年金額 (注)3級は障害基礎年金が支給されません。	

○障害程度 次ページ【別表】の1級～3級に該当するもの

○窓 □ 日本年金機構 松本年金事務所
 電話31-5038 fax31-5183

【別表】 国民年金法および厚生年金法による障害等級表

年金	障害程度	障 害 の 状 態
障害基礎年金・障害厚生年金	1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
		3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
		4 両上肢のすべての指を欠くもの
		5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
		7 両下肢を足関節以上で欠くもの
		8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	2級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3 平衡機能に著しい障害を有するもの
		4 そしゃくの機能を欠くもの
		5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
		6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの		
8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの		
9 1上肢のすべての指を欠くもの		
10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		
11 両下肢のすべての指を欠くもの		
12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの		
13 1下肢を足関節以上で欠くもの		
14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		
15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
障害厚生年金	3級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
		2 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
		3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		5 1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6 1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		8 1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
		9 おや指及びひとさし指併せ1上肢の四指の用を廃したもの
		10 1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		11 両下肢の十趾の用を廃したもの
		12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		14 傷病がなならないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として平成17年4月から始まりました。

- 要件
- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金保険、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、または2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳の誕生日の前々日までに当該障害状態に該当された方に限られます。
- なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。
- 支給額
- 障害基礎年金1級に該当する方：月額52,450円(2級の1.25倍)
 障害基礎年金2級に該当する方：月額41,960円
- 窓口
- 日本年金機構 松本年金事務所
 電話31-5038 fax31-5183
 松本市役所 市民課年金担当(1番窓口)
 電話34-3218 fax37-0260

☆ 児童扶養手当

次のいずれかに該当する、18歳までの子又は20歳未満の障害児を監護する母・父（生母・養母・生父・養父）又は養育者に対して支給されます。

- 要件
- * 父母が離婚後、父又は母と生計を同じくしていない児童
 - * 父又は母が死亡又は生死不明の児童、父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童、父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - * 父又は母が重度の障害（障害基礎年金1級程度）の状態にある児童
 - * 母が婚姻によらないで生まれた児童
 - * 公的年金の額が手当額より低い場合は差額が支給されます。
- 内容
- * 児童1人の場合
 - ・全部支給者 月額 43,160円
 - ・一部支給者 月額 43,150円～10,180円
 - * 児童2人の場合
 - ・全部支給者 月額 10,190円加算
 - ・一部支給者 月額 10,180円～5,100円加算
 - * 児童3人以降1人につき
 - ・全部支給者 月額 6,110円加算
 - ・一部支給者 月額 6,100円～3,060円加算
- 障害程度
- 20歳未満の児童で、身障手帳おおむね1～3級程度、療育手帳A1～B1程度、精神障害
- 支給制限
- * 児童が児童福祉施設等に入所しているとき、又は里親に委託されているときは支給されません。
 - * 所得が一定額を超える場合は、一部又は全部が支給されません。
 - * 事実婚のとき（夫婦としての共同生活が認められる事実が存在するとき）は支給されません。
- 窓口
- 松本市役所
 こども福祉課 給付担当 電話33-9855 fax36-9119
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 特別児童扶養手当

重度若しくは中度の身体障害又は知的障害、精神障害がある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

- 内 容
 - 1級 障害児1人につき 月額52,500円
 - 2級 障害児1人につき 月額34,970円
- 障害程度
 - 1級 身障手帳1, 2級程度、療育手帳A1, A2程度、精神障害
 - 2級 身障手帳3級程度(一部4級も)、療育手帳B1程度(一部B2も)、精神障害
- 支給制限
 - * 所得が一定額を超える場合、支給されません。
 - * 児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
- 窓 □ 松本市役所
 - こども福祉課 給付担当 電話33-9855 fax36-9119
 - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112(申請書類の受付のみ)

☆ 障害児福祉手当

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児(20歳未満)に支給されます。

- 内 容 月額14,880円
- 障害程度 身障手帳1~2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度、精神障害
- 支給制限
 - * 所得が一定額を超える場合、支給されません。
 - * 施設入所者や措置入院している場合は支給されません。
- 窓 □ 松本市役所
 - こども福祉課 給付担当 電話33-9855 fax36-9119
 - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112(申請書類の受付のみ)

☆ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者に支給されます。

- 内 容 月額27,350円
- 障害程度 障害基礎年金1級程度の障害が重複するものまたはそれと同程度以上のもの
- 支給制限
 - * 所得が一定額を超える場合は支給されません。
 - * 施設入所者や病院等へ3カ月以上継続して入院している場合は資格喪失となります。
- 窓 □ 松本市役所
 - 障害福祉課 電話34-3036 fax36-9119
 - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 心身障害者福祉手当（市の制度）

年齢、障害の程度等により次のとおり手当が支給されます。

○ 内 容 [手当は年1回、12月末日頃の支給となります。]

支 給 要 件			支 給 年 額
11月1日現在で 右要件に該当し、松 本市に住民登録のあ る方で、住民税の非 課税の方	20歳 以上	身障手帳 1級	33,000円
		療育手帳 A1、A2	
		精神手帳 1級、2級 (有効期限切れ精神手帳の場合、 11月1日時点で更新手続きを行 われていない方は支給されませ んのでご注意ください。)	

○ 新規申請 新規申請については、毎年11月10日までに申請された方が当該年度の資格審査対象者となります。

○ 支給制限 特別養護老人ホーム等の施設入所者、措置入院者及び特別障害者手当の受給者は受給資格がありません。

○ 窓 □ 松本市役所
障害福祉課 電話34-3036 fax36-9119
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達する日以降最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障害者となった遺児等に支給されます。

○ 内 容 遺児1人につき 150,000円

○ 障害程度 国民年金法による障害程度1級に相当する障害（身障手帳1、2級程度 精神障害1級程度）

○ 窓 □ 松本市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎27-3381 fax27-2239

交通及び災害遺児等福祉金

交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障害者となったとき、18歳までの児童に支給されます。（ただし、事故発生月の初日前6カ月から引続き、松本市に住所があること）

○ 内 容

- * 認定時福祉金 遺児1人につき 55,000円（1回のみ）
- * 年額福祉金 遺児1人につき 60,000円
（所得税額が一定額以上の場合は 50,000円）
- * 小中学校入学等一時金 100,000円
（4月1日現在において受給資格を有する満6歳、満12歳の遺児1人につき）

○ 窓 □ 松本市役所
こども福祉課 給付担当 電話33-9855 fax36-9119

交通事故被害者への介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

- 対象者
- * 特Ⅰ種（最重度）
Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方
 - * Ⅰ種（常時要介護）
自動車損害賠償保障法施行令別表第一第1級1号又は2号に認定されている方など
 - * Ⅱ種（随時要介護）
自動車損害賠償保障法施行令別表第一第2級1号又は2号に認定されている方など
- 注意事項
- 支給対象者の詳細、支給額、支給要件等、制度の詳細については下記窓口へお問い合わせください。
- 窓 口
- 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所
電話026-480-0521 fax026-263-1570

心身障害者(児)扶養共済

心身障害児者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり、著しい障害を有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障害者に年金を支給するものです。一人の心身障害者につき2口まで加入できます。

- 内 容
- * 加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態になったとき
月額1口20,000円
 - * 1年以上加入し、障害者が加入者より先に死亡したとき
弔慰金1口30,000円～250,000円
 - * 5年以上加入し制度を脱退したとき
脱退一時金1口45,000円～250,000円
- 加入要件
- 身障手帳1～3級の児者、知的障害児者、精神障害者(児)を扶養している保護者（父母、配偶者等）で、県内に居住し、65歳未満で、特別な疾病又は障害のない健康状態であること
- 掛 金
- 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円
* 掛金が減額や免除になる場合があります。
* 世帯の所得状況により掛金の補助があります。（市の制度）
- 窓 口
- 松本市役所
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

☆ 特定疾患患者見舞金（市の制度）

特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給します。

- 内 容 年額12,000円
- 要 件 * 長野県から特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾病医療受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方
* 下表（22疾種）の疾病の方（医師の証明が必要です）
- 注意事項 * 年度のうち（4月から翌年3月まで）で、毎年1回の申請が必要です。
* 年度を超え、遡っての申請はできません。
* 本人が亡くなってから、遡っての申請はできませんのでご注意ください。

1 ステロイドホルモン産生異常症	9 シストニア	16 肝内胆汁うっ滞
2 神経性食思不振症	10 正常圧水頭症	17 肝内胆管結石症
3 末端肥大症	11 ネフローゼ症候群	18 慢性膵炎
4 網膜脈絡膜萎縮症	12 慢性腎炎	19 シェーグレン症候群
5 メニエール病	13 肺線維症	20 橋本病
6 突発性難聴	14 慢性肝炎	21 免疫不全症候群
7 特発性両側性感音難聴	15 肝硬変	22 側頭動脈炎
8 グランバレー		

- 窓 □ 松本市役所
障害福祉課 電話34-3036 fax36-9119
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
各支所・出張所

☆ 外国人心身障害者特別給付金（市の制度）

障害基礎年金等を受けることのできない外国人障害者に対し、給付金を支給します。

- 内 容 月額20,000円
- 要 件 * 昭和57年以前に身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2の障害にあるもの又は障害原因となった傷病の初診日があること
* 昭和37年以前に生まれたもの
* 外国人登録を1年以上受けていること
* 永住者の在留資格又は特別永住者の在留資格を有していること
* 障害基礎年金等を受けていないこと
- 支給制限 * 生活保護を受けるとき
* 障害基礎年金以外の公的年金を受給するとき
* 社会福祉施設へ入所等になったとき
* 所得が一定額以上になったとき
- 窓 □ 松本市役所
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119